

④ 会計基準が強制される会社

Q : 会計基準は、どんな会社にも強制適用されるのですか？

A : 上場企業のほか、一定の会社は強制適用されます。

【解説】

会計基準は、どんな会社にも強制適用されるというわけではなく、次の会社に対して強制されることになっています。

① 上場会社

上場会社とは、有価証券報告書の提出義務がある会社のうち、証券取引所に上場している会社をいい、東証や大証、名証、札証、福証、ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス、名証セントレックス、札証アンビシャス、福証キューポートなどに上場している会社がこれに該当します。

② 金融商品取引法上の開示会社

金融商品取引法上の開示会社とは、有価証券報告書の提出義務がある会社のうち、上場していない会社をいい、店頭登録会社や社債等を発行する会社、株主が500人以上いる会社がこれに該当します。

③ 会社法上の大会社

会社法上の大会社とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社をいい、これに該当する会社は、会計基準が強制適用されることになっています。

